

東京観光案内窓口募集要項

1 目的

現在東京都（以下「都」という。）では、都内における観光案内機能の充実を図り、国内外の旅行者が東京での滞在を安心かつ快適に過ごせるための受入環境整備を進めています。

本事業では、外国人旅行者等が必要な情報を簡便に入手し、迷わず目的地に辿り着くことを目的として、東京観光案内窓口を整備・運営する事業者を募集します。

2 募集予定数

30か所程度

3 募集対象者

①及び②に掲げる条件をいずれも満たすこととします。

① 以下のいずれかに該当し、東京観光案内窓口（以下「窓口」という。）として整備・運営を予定する施設が都内にある者

- ・都内の区市町村
- ・都内の観光協会等の観光関連団体
- ・一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街、商店街連合会、商工会、商工会議所及び民間事業者等

② 外国人旅行者の受け入れに積極的である者又は今後受け入れる意思がある者

なお、窓口となる施設は専門の観光案内所である必要はありません。

※ 窓口業務に係る運営・管理等を第三者に委託している場合について

窓口への応募は受託者ではなく、委託者からさせていただきます。

4 窓口求められる機能

窓口求められる機能は以下のとおりです。

（１）提供するサービス

① 外国人を含む旅行者に対し、公平・中立に配慮して地域の観光情報（※）を提供すること。

※ 地域の観光情報とは、窓口となる事業所周辺の観光スポットや宿泊施設・飲食店等の情報を指します。

② 英語対応

以下のいずれかを満たし、英語対応ができる体制であること。

ア 英語対応可能なスタッフの配置

イ 都が別途窓口に貸与するモニター付コールセンターサービスの利用

ウ 翻訳アプリ等の利用

（２）立地

駅、宿泊施設、観光施設等、外国人旅行者が訪れる場所の近隣に立地していること。また、全ての旅行者が利用でき、サービスの提供が受けられる場所に立地していること。

（３）その他

① 窓口の運営に当たり、運営スタッフの専業・兼業は問わず、他の業務と兼ねることが可能です。

- ② 日本政府観光局（J N T O）が定める外国人認定観光案内所のカテゴリー１・２・３又はパートナー施設を取得されていない場合には、取得を目指すことが望ましいものとします。

5 応募条件

（１）応募者の資格

３に規定する者で、以下の各号を満たすこととします。

- ① 法令等に違反する事実がないこと。
- ② 税金の滞納をしていないこと。
- ③ 公的機関等との契約における違反がないこと。
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続等を開始していないこと。
- ⑥ 団体等その他の団体等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号）第２条第２号に規定する暴力団並びに同条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- ⑦ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

6 応募手続き等

（１）募集期間

令和７年４月２５日（金）から令和７年６月２６日（木）まで

（参考）応募スケジュール（予定）

	スケジュール（予定）
審査会	７月
事業者の指定	８月
窓口としての運営開始	９月以降

（２）応募書類の提出

ア 提出書類

別紙１「提出書類一覧及びチェックリスト」に記載の書類一式

イ 提出方法

以下により、① 電子申請又は、② 郵送のいずれかにより、必要書類をご提出ください。
ただし、原本が必要となる書類（別紙１「提出書類一覧及びチェックリスト」参照）については、電子申請の場合でも別途郵送いただく必要があります。

① 電子申請

電子申請システム「LoGo フォーム」による申請受付を行います。

【LoGo フォーム】

<https://logoform.jp/form/tmgform/959958>

電子申請を選択される場合は、原本の提出が必要な書類以外、原則、本サービスのシステムを利用し提出していただきます。

電子申請システム「LoGo フォーム」の利用が難しい場合には、メールでの書類提出も可能です。以下のメールアドレスまで、ご連絡ください。

【メールアドレス】

E-mail: S0290603@section.metro.tokyo.jp

② 郵送

以下の住所まで、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で、提出をお願いします。

【ご郵送先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都庁第一本庁舎 19 階
東京都産業労働局観光部受入環境課 情報広報担当

受付期間

(ご郵送の場合)

下記の期日までに受領したものを、審査会で審査させていただきます。

令和 7 年 6 月 2 6 日 (木) 必着

(電子申請の場合)

期 間：令和 7 年 4 月 2 5 日 (金) ～ 令和 7 年 6 月 2 6 日 (木)

(3) 応募書類等に係る条件

- ア 提出書類や資料の作成、提出に要する経費など、応募に掛かる経費は全て応募者の負担とします。
- イ 応募書類提出以降の書類の差し替え及び再提出は、原則として認めません。
- ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製する場合があります。
- エ 提出された応募書類は返却しません。なお、提出された応募書類は、審査結果の公表に記載する場合及び本審査以外に提出者に無断で使用しません。
- オ 提出書類の作成のために都から受領した資料は、都の許可なく公表し、又は使用することはできません。
- カ 応募に際し応募者が損害を受けた場合において、都はその費用を負担しません。

7 事業者の指定

(1) 事業者の決定方法等

提出書類等について、下記(2)で定める評価内容により、別途設置する審査会において書類審査を行った上で決定し、都が指定します。

(2) 審査の評価内容

① 提供するサービス

- ・PC等、地域の観光情報を提供するための検索ツールや都が貸与するデジタルサイネージ等を用いて、地域の観光情報の提供が可能であるか。

(デジタルサイネージを利用希望の場合)

- ・デジタルサイネージを設置する場所及びデジタルサイネージ用のLAN環境(有線推奨)の用意が可能であるか。

② 窓口対応

- ・英語対応可能なスタッフの配置、都が別途各窓口へ貸与するモニター付コールセンタ

ーサービスの利用、翻訳アプリの利用等により、外国人旅行者に対し多言語での対応ができる体制は十分であるか。

③ 立地

- ・外国人旅行者が訪れる場所の近隣に位置しているか。最寄り駅等から窓口へのアクセス方法はわかりやすいものとなっているか。
- ・全ての旅行者が利用でき、サービスの提供が受けられる場所に位置しているか。

※審査に当たり、店舗の実態を確認させていただく場合がございます。

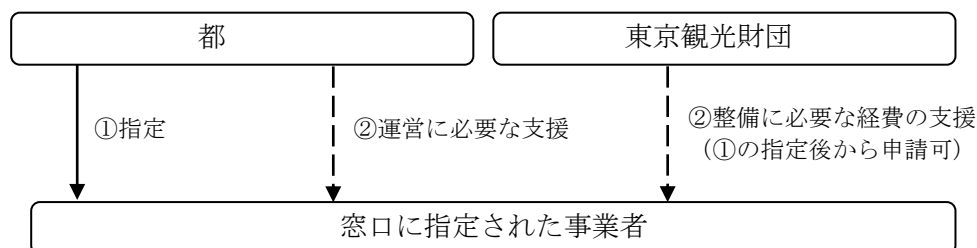
(3) 応募・決定等に関する情報の取扱い

- ① 各事業者の応募に関する情報については公開しません。
- ② 審査結果については各応募者に文書で通知します。
- ③ 事業者の決定に当たり、決定した事業者名及びその概要等について都よりプレス発表を行います。

8 窓口の運営支援について

審査会にて指定された窓口に対して、都と公益財団法人東京観光財団（以下「東京観光財団」という。）が、以下の支援を行います。

【事業イメージ】



(1) 東京観光財団による支援

東京観光財団は、窓口指定された事業者に対し、以下の支援を行います。

※都による窓口指定が補助金利用の認定となるわけではありません。

補助金利用の可否について、別途東京観光財団に申請が必要となりますので、ご注意ください。

① 補助金

補助率：2／3（区市町村は1／2）

補助上限額：3,000 千円（区市町村は2,250 千円）

② 補助対象経費

ア 以下の整備に係る経費

- ・地域の観光情報を提供するための整備
（例）地域の観光情報の魅力を紹介する多言語のパンフレットの制作、観光パンフレット等を掲出するパンフレットラックの購入経費 等
- ・旅行者への多言語対応のための整備
（例）多言語観光パンフレットの制作、案内サインの多言語化 等
- ・旅行者が観光情報を入手・発信できる環境の整備
（例）LAN 環境の整備 等

- ・旅行者が快適に観光できる環境の整備
 (例) 手荷物預かりカウンターや保管棚の整備 等
- イ 旅行者が災害時に災害情報を入手できる環境の整備
 (例) 非常用電源の設置 等

※補助上限額は、アとイのそれぞれで適用されます。

※アとイは併用して申請ができます。

※コンシェルジュの人件費等運営に係るランニングコストは対象外です。

詳細は、東京観光財団が公表している内容を必ず確認してください。

「観光案内窓口整備支援補助金交付要綱」：<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/hashin/madoguchi-seibi/>

「災害時情報入手環境整備支援補助金交付要綱」：https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2019/0110_3008/

※申請の受付は窓口の指定を受けた日の翌日から1年以内に限りです。

※補助金の利用は1回限りです。

(2) 都による支援

都は、窓口に対して、以下の支援を行います。(①②は希望する場合)

- ① 屋内型観光デジタルサイネージの貸与
 (日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語)
- ② 都が加入したモニター付コールセンターサービス(タブレット端末の貸与)の提供
 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語・タイ語・ベトナム語・フランス語・ネパール語・ヒンディー語)
- ③ 東京トラベルガイドの提供(日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・イタリア語・タイ語)
- ④ 窓口のロゴマークの提供
- ⑤ 窓口の広報用ホームページ(<https://tokyotouristinfo.com/>)によるPR
 (日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語)
- ⑥ 窓口専用情報共有システム「観光案内ポータルサイト」の利用
- ⑦ 窓口向け研修会等の実施
- ⑧ 電話及び電子メール等を通じての東京観光情報センタースタッフによる助言や資料提供

(3) 窓口の責務(①②は上記(2)で希望した場合)

窓口の運営に当たり、以下の内容を実施していただきます。なお、これらの業務を円滑に実施していただけないときには、窓口の指定を解除させていただく場合がございます。

- ① 都が貸与するデジタルサイネージの通信環境の整備及び機材等の管理
- ② 都が加入するモニター付コールセンターサービスの通信環境の整備及び通信料の負担、機材等の管理
- ③ 東京トラベルガイド等の配布
- ④ 窓口のロゴマークの掲出
- ⑤ 窓口の広報用ホームページによるPRに必要な情報の提供
- ⑥ 窓口専用情報共有システム「観光案内ポータルサイト」に必要な情報及び運営ノウハウの提供
- ⑦ 「観光案内ポータルサイト」等による情報収集(研修会等への参加を含む。)
- ⑧ 都に対する月毎の利用者人数の連絡

(4) 運営期間

窓口としての運営開始は、令和7年9月以降を予定しております。

(5) 損害賠償

事業者は、都又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

9 指定解除

以下のいずれかの事由に該当した際は、窓口の指定を解除いたします。

- ① 窓口の運営を円滑に実施できないと都が判断した場合
- ② 著しく社会的信用を損なう等、申請者が窓口の運営者として不適切であると都が判断した場合
- ③ 窓口の目的に合致しない行為をする等、申請者が窓口の運営者として不適切であると都が判断した場合
- ④ 公募に当たり虚偽の内容の応募を行うなど、不正な行為があったとき。

10 その他

本要項に定めのない事項で疑義等が生じた場合には、当該内容について、疑義等の相手方と協議のうえ、都が別途定め、通知します。

11 問い合わせ窓口

東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 情報広報担当
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎 19階
電話 03-5320-4802 (代表)